

島田市新型コロナウイルス感染症対処方針（令和4年9月改定版）

令和4年9月26日

島田市

本年7月初め頃から始まったとみられる、これまでにない急激な感染拡大第7波に対し、国による全国一律の行動制限は行わないとの方針のもと、感染対策と社会経済活動の回復の両立を基本とした市民一丸となった取組により、ようやく高止まり状況から明らかな減少傾向に向かっている。

この間、医療・保健衛生体制のひっ迫状況が続き、医療機関や高齢者施設等でのクラスターが繰り返し発生した。また、多くの人々が感染や濃厚接触により休業を余儀なくされた。

地方経済や住民生活の疲弊の度合いは、コロナ禍の他、資源・原材料・物価高騰等の経済情勢の影響もあり、益々高まりつつある。今後は、新型コロナウイルス感染症による直接被害はもとより、生活困窮等の副次的・波及的被害について、幅広い分野で、顕在化することが懸念される。

これらの状況を踏まえ、医療機関や保健所への負担軽減のための、現状の感染状況に即した当面の対策と併せて、次の感染危機に備えるための総合対策として、感染症法等の関連法令の改正を含むコロナ対応体制の抜本的見直しの方針が国から示されたところである。弱毒化傾向にあるコロナウイルスの特性を念頭に医療・保健衛生体制強化の法的枠組みを構築することで、コロナ禍収束への道筋を見出そうとするものと受け取られる。

市としては、重症化リスクの高い高齢者施設や医療機関での集団感染対策を考慮しつつ、感染症対応の新たな枠組みによるコロナとの共存・共生の中での社会経済活動の本格回復と定着化及びポストコロナ時代を見据えた取組をより積極的に進めることが求められる。

これらを踏まえ、次の感染拡大が一定レベルでの収束が見られ、関係法令改正等に伴うコロナ対応枠組みのさらなる抜本的変更が予期される令和4年度末までの適用を念頭に、現行の対処方針を改定する。

1 現在の状況（感染拡大第7波の全般状況及び今後の動向）

（1）全 般

ア 7月初め頃からの感染拡大第7波は、8月中旬から下旬をピークに、一時高止まり状況が継続した。8月終わり頃から明らかな減少傾向への移行がみられ、全国レベル・県内・市内ともに安定した減少傾向が続いている。

イ 重症者や死者の比率は、一定レベルに抑制された。

ウ 今後、安定した減少傾向を維持し、年末に向けて一定の抑制レベルに向かうものとみられる。

エ 10月以降は、感染力の強い新たな変異株流行の可能性もゼロではないが、令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチンの追加接種）等により年末に

向けて抑制状態を維持できる可能性がある。

一方で、季節性インフルエンザの流行の懸念も示されていることから、冬場に向けた感染症流行への警戒が求められる。

(2) 県の状況 (9月19日現在)

ア 第7波 (県では第7・8波) における新規陽性者数の推移は、全国レベルと同様の傾向であり、高止まりから明らかな減少傾向に移行し、安定した減少状況が継続している。

イ 実効再生産数は「0.9」前後で推移していることから、今後緩やかな減少傾向が続くとみられる。

ウ 重症者や死亡者数は、感染者数の増加に伴い、わずかながら増加傾向を示したが、全体としては一定レベルでの抑制状態を維持している (第6波以降、重症化率や死亡率は低下。また、県死亡者の約7割は新型コロナ感染が直接死亡要因ではない～コロナが直接死亡要因のケースは約2割)。

エ 県の入院者数は、感染者数の増大に伴い、第6波ピーク時の最大1.34倍となった。9月19日現在の県全体の病床使用率は36%強となっている。なお、入院者の約6割が軽症者である。

オ 評価レベル (9月19日現在)

評価レベル	「レベル2」(警戒を強化すべきレベル) 医療提供体制は、 <u>実質的に「レベル3」(コロナ感染爆発により適切な医療を提供できなくなるレベル)</u>
警戒警報	<u>医療ひっ迫警報 (8月9日～9月30日)</u>
感染対策	県民への要請 <ul style="list-style-type: none">●適切な受診●感染リスクが上がる場所への外出・訪問の再検討、旅行や外出先での基本的な感染防止策の徹底●マスクの着用●早期のワクチン接種
	事業者等への要請 <ul style="list-style-type: none">●職場や店舗等での感染対策の徹底●学校や保育所等では、感染防止策の徹底、風邪症状がある場合の自宅での静養●福祉施設等の事業者は、抗原定性検査キットを活用し、陽性者の早期発見●催物(イベント)開催時の基本的な感染対策の徹底、一定規模以上の開催は「感染防止安全計画」の提出等

(2) 中部保健所管内の状況 (9月19日現在)

ア 第7波における新規陽性者数は、8月20日頃にピークに達し、小さな増減を繰り返しつつも、緩やかな減少傾向が続いている。

実効再生産数は「1」を下回る状況が続いており、緩やかな減少が続くとみられる。

イ 県中部地区全体の病床占有率は8月18日に91%に達し、ひっ迫状況にあったが、その後次第に下降し現在は40%台に落ち着いている。

(3) 島田市の状況（9月19日現在）

ア 感染状況

① 夏休みでの人流拡大・接触機会増大、検査数の増加、病院・高齢者施設でのクラスター発生の影響もあり、一時、減少傾向から増加傾向への転移状況がみられたが、現在ではピークを超え、明らかな減少傾向に移行し、安定した減少状況が継続している。

② 8月20日過ぎに、10万人当たりの1週間新規感染者数が、県は1100人超え、市は1200人超えで過去最高となった。第7波の間、働き盛り世代を中心に各年代共に増加した。また、100歳以上感染が10人以上となった。一方、10代以下の感染者数比率は減少傾向にあったが、9月に入り10歳未満の感染者数比率が高まり、減少の足踏み状態となっている。

③ 病院クラスター複数回発生、高齢者施設クラスター複数件数発生

④ 今後は、安定した減少傾向が続き、年末に向けて当分の間は一定の抑制レベルを維持する可能性が高いとみられる。

イ ワクチン接種率等（9月18日現在の概数）

① 3回目接種

65歳以上 93%

50歳～64歳 85%

20歳～49歳 62%

12歳～19歳 49%

② 4回目接種（特定対象者：基礎疾患者、医療従事者、高齢者施設等従事者）
28,860人

2 対応の基本的考え方及び重点対策

これまでの2年半余りの対応実績と課題認識に基づく、より実効性のある対策を進める。

(1) 対応の基本的考え方

新たな生活様式の定着によるコロナとの共存・共生を図る中で、次の感染拡大の波に対応しつつ、新たなコロナ対応の枠組みを踏まえ日常生活や社会経済活動の回復・定着化の取組みを積極的に進める。

ア 社会経済活動を継続する中での時期的特性を考慮した基本的な感染防止策の定着を図る。

イ 感染防止策や新たな生活様式の定着と相まって、希望者に対するワクチン追加接種を推進する。

ウ 医療提供体制・公衆衛生体制確保への寄与を通じて、次の感染拡大の波への対応を容易にする。

エ 療養期間の短縮や医療提供体制の確保等のコロナ対策と社会経済活動の両立

に向けた当面のコロナ対応の枠組みの変化や今後予期される関係法令改正の動向を踏まえ、国・県と連携し、社会経済活動活発化の様々な取組について、財源確保、幅広い合意形成等の条件を整備しつつ、より積極的に推進する。

オ コロナ禍を変革や創造の好機と捉え、ポスト(アフター)コロナ時代の社会経済体制の変化に適応し持続的発展につなげるための取組を先行的に進める。

カ 南海トラフ巨大地震、大規模風水害等自然災害への対応を継続し、併せて今後予期される新興感染症への対応にも備える。

(2) 重点対策

ア 基本的な感染防止策等の定着

- ① ワクチンの追加接種後でも感染リスクが残ることから、時期的特性・場所・状況に応じた基本的な感染防止策を継続すべきことの意識の定着
- ② 感染力の強い新たな変異ウイルスのまん延リスク等を踏まえた重症化リスクの高い人々や主として高齢者等施設等の社会福祉施設・医療機関の人々への集団感染予防の徹底
- ③ 市民の不安を助長し波及的被害の大きい学校・保育施設内感染、市役所(出先機関を含む)内感染予防策の定着
また、次の感染拡大に備えたりモート授業(オンライン授業等)、テレワーク・サテライトオフィス等の継続的取組
- ④ 飲食店・宿泊施設に対する県の認証制度のさらなる普及及び認証制度に基づく対策の定着
- ⑤ 季節特性に応じた家庭内感染予防策の普及・定着
- ⑥ 季節特性や時期的特性を踏まえた感染防止策の徹底
 - a 今後迎える寒冷時期での換気(室内・車中)の徹底
 - b 行楽期や各種イベント・行事等での人流拡大・人同士の接触機会増大を念頭に置いた効果的な注意喚起
 - c 豪雨災害避難等での3密回避等の感染予防策の工夫
- ⑦ 県と連携した自宅療養者等への継続対応

イ ワクチン追加接種の促進

- ① 令和4年秋開始接種(オミクロン株対応ワクチンの追加接種)及び小児追加接種の体制整備及び計画に基づくワクチン接種の推進
- ② ワクチン接種に関する相談対応及び大規模接種会場での接種等、県施策との効果的な連携

ウ 医療提供体制・公衆衛生体制確保への寄与

- ① 市立総合医療センターの感染症指定病院・市唯一の救護病院としての継続対応
- ② 中部保健所への支援体制の保持
- ③ 自宅療養者(家族全員が陽性自宅待機の場合等)への支援継続
- ④ 県と連携した周辺検査事業、高齢者施設等新規入所者検査事業等の継続
- ⑤ 感染者の療養期間短縮、抗原定性検査キット配布事業、市内の発熱等診療

医療機関の確保、新型コロナウイルス感染症対策に関する市民問合せへの対応

エ 新たな生活様式の定着を踏まえたうえでの社会経済活動の回復促進

- ① 感染対策を前提とした市主催行事の積極実施、対応実績・実施成果の累積
- ② 感染対策を前提とした地域・各種団体主催行事開催の積極支援
- ③ 地域を維持するための見守り、防災・防犯、地域安全、サークル活動等の市民活動の助長、自治推進委員連絡会議等での積極推進の呼びかけ
- ④ 免疫力の維持・強化のための生活スタイル（基本的に生活習慣病予防と同じ）の奨励。特定健診の受診促進等、予防医療の推進
- ⑤ 生活困窮、失業・廃業、家庭内トラブル、ワクチン差別等の副次的・波及的被害顕在化の継続状況把握と時宜に適した対策の実施

オ 社会経済活動活発化の様々な取組への対応

- ① 消費喚起等による事業経営者・農林業経営者の支援のほか、今後増加が予想される事業継続困難・生活困窮等の相談対応体制の構築
- ② 地方創生臨時交付金事業の着実かつ柔軟な予算執行。国の新たな経済対策・給付金事業への機動的な対応と市独自策の積極検討
- ③ 飲食、観光、宿泊事業者及び各商工団体の個別の経済活動活性化の取組支援
- ④ イベント等参加のためのワクチン接種歴や検査キットの活用のための支援
- ⑤ 入国制限緩和措置に伴う増加が期待される外国人観光客や全国旅行割の開始に伴い増加が期待される国内観光客への対応

カ ポストコロナ時代の新たな社会経済体制の変化に柔軟に適應するための先行的な取組推進（新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業、総合計画後期基本計画・実施計画に基づく事業、まち・ひと・しごと総合戦略に基づく事業の推進）

キ これまでのコロナ対応実績等を踏まえた激甚化する災害リスクや新興感染症等への対応準備

3 分野別の対応

(1) 対応体制

ア 引き続き、現行の「新型コロナウイルス感染症対策連絡会」（関係課長レベルでの対応組織）による他、業務系統に基づき対応する。

市長の意思決定が必要な場合は、庁議等の場を活用する。

イ 感染の急拡大等に伴い、対策本部長の意思決定に基づき市としての総合的・一体的対応が必要な場合は、緊急事態措置等の法令に基づく場合に関わらず、市の対策本部を設置する。

ウ いずれの体制においても、ワクチン接種推進本部との連携を図る。

(2) 情報収集、サーベイランス

ア 国内外及び県内、中部地域での新型コロナウイルス感染症の発生状況、治療薬や新規ワクチンの開発状況等について、適宜情報を収集し、島田市への影響度を分析・評価する。この際、感染力の強い変異ウイルスの影響及びワクチン接種進捗に伴う抑制効果をデータに基づき努めて正確に把握する。

イ 市内での陽性確認者（感染者）等の状況は、国の施策に基づき対応する。
この際、全体の感染動向を継続把握・分析するために感染者数のみの全数把握は継続する。国の施策に基づき、定点監視の体制に移行した場合の感染動向の把握は、別途検討する。

クラスター発生に際しては、関係者と連携し必要な情報の共有を図る。

ウ 検査については、行政検査の他、目的に応じて現行検査の枠組みを有効活用する。

① 県の無料検査事業

② 高齢者施設等の社会福祉施設、学校、保育施設、放課後児童クラブに配分された抗原定性検査キットの活用

③ 市の抗原定性検査キットの配布事業

④ 市の周辺検査事業及び高齢者施設従事者への検査補助事業

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

① 国の新たな施策に基づく感染判明や感染予防に関する情報、ワクチン接種や新たな治療薬・治療法に関する情報、市の対応、国・県の支援制度等について、広報しまだ、市ホームページ、公式LINE、公式ツイッター等への掲載及び相談窓口での対応により、タイムリーに情報発信を行う。また、個人情報保護や風評被害等に留意しながら、必要に応じて報道機関への情報提供を行う。

この際、高齢者等、デジタル機器になじまない住民への確実な情報伝達、重要事項の市民への幅広い周知を図るため、チラシの各戸配布・組回覧、自治会備付のPCメールでの伝達や各種団体を通じた口コミによる情報拡散等、より効果的な情報伝達について工夫する。

② ワクチン接種を含む緊急かつ重要な情報については、市長からの緊急メッセージ（動画、文書、同報無線等）を発信し、直接市民に呼びかけることで情報への信頼度を高めるとともに、市民としての望ましい行動を促す。

③ 市民の関心を引き付け行動変容を促すために、感染者の推移や特性の分析・評価についてグラフや表を用いた情報を定期的に配信する。

④ 外国人に対する多言語での情報発信は、ホームページでの外国語変換機能の活用を促すとともに、必要に応じて個別分野での対応を行う。

ワクチン接種のコールセンターは5か国語の多言語対応で運用する。

⑤ 休日等においても、重要な情報は適時に市民に配信できるよう措置する。

イ 相談窓口

① 一般市民による案件ごとの相談は、引き続き市役所各課の相談窓口で対応

する（市HP掲載）。急激な感染拡大により市民の不安増大が懸念される場合は、一部休日での相談体制を強化することがある。

- ② 新型コロナウイルス感染に関連した子育てに関する相談や福祉施設での感染症対策の相談・保健師の派遣等の個別の対応も継続実施する。
- ③ 発熱等の場合の対応は、症状に応じて、かかりつけ医療機関、発熱等診療医療機関又は県指定の発熱等受診相談センターに相談する。
また、市が配布した検査キットでの自己検査により陽性となった場合、MyHER-SYS登録による県の自己検査・療養者受付センターでの対応について周知する。
- ④ 地域外来・検査センターを有効に活用していくため、新型コロナウイルス感染が疑われる市民が、円滑に検査を受けられるよう島田市医師会・榛原医師会との連携を強化し、市民の不安解消につなげる。
- ⑤ 「ワクチン接種のコールセンター」及び必要に応じ各支所・公民館で臨時開設した、高齢者への対面式「予約相談・支援窓口」において、接種の相談や予約を支援する。
- ⑥ クラスタ発生等、相談案件が急激に増加することが予想される場合は、臨時の相談窓口や周辺検査受付窓口を設置する。
- ⑦ ワクチン接種副反応についての相談は、身近な医療機関や県の「新型コロナウイルスワクチン接種副反応相談窓口」について情報提供する。
- ⑧ ワクチン接種に伴う健康被害救済制度の周知と申請受付を行う。
- ⑨ 現行のコロナ対策に係る各種相談窓口を効果的に運用する他、新たなステージへの移行に伴う経済対策事業等推進のための窓口等を、必要に応じ適宜設置する。

（４）感染予防・まん延防止措置

ア 次の感染拡大に至った場合でも、令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチンの追加接種）を含めた希望者に対するワクチン接種の推進、当時の感染流行の原因となるコロナウイルスの特性に応じた感染予防策の徹底、患者の状況に応じた治療体制の確保により、高齢者施設等及び医療機関での集団感染防止と感染者の重症化防止に努める。

イ 市民及び家庭での対応

- ① 家庭内感染、特に同居する高齢者や基礎疾患を有する人等、重症化リスクの高い人への感染を予防するための生活様式の実践に努める。
このため、寒冷期への移行等の季節特性を踏まえ、暖房利用時においても、一定時間ごとの換気を徹底する。また、家庭内に感染者や濃厚接触者が発生した場合は、努めて食器の使い回し等を避け、トイレのドアノブ・テレビリモコン等共用部分の消毒等により、接触感染のリスクを低減する。
この際、家庭内感染予防のための啓発動画を活用する。
- ② 職場、外出時、イベント・行事・会合の出席時、飲食時における3密回避処置、マスク着用・手指消毒、換気等の感染防止策を実践する。

なお、マスク着用については、厚労省啓発に基づき屋外で一定の対人距離確保（約2m）の状況、又は激しい運動実施間等はマスクを外すこと、特に体温調整機能が十分でない高齢者や幼児は留意すべきことを啓発する。

また、今後、感染状況を踏まえ、厚労省からマスク着用について新たな指針が示された場合は、その周知に努める。

- ③ 感染拡大地域との往来（本人・家族・親戚・知人・友人等）は、県の警戒レベルに応じた呼びかけに準じて対応する。
- ④ 免疫力の維持・向上のために、適度な運動、バランスのとれた食事、十分な休息・睡眠、規則正しい生活習慣を心がける。
特に、生活習慣病（肥満、高血圧、糖尿病等）や喫煙が重症化リスクを高めることから、特定健診の受診と生活改善に努める。
- ⑤ 3密回避や衛生対策が十分に行われている飲食店（飲食業団体等が一定の感染対策を実施していると認めている店舗）や宿泊施設の利用に努める。特に、県が推進している「ふじのくに安全・安心（飲食店・宿泊施設）認証」を受けた施設を利用するよう心掛ける。
- ⑥ 「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり」の感染リスクが高まる「5つの場面」での行動について注意を払う。特に、飲食・会食の機会が増えることから適時に注意喚起する。
- ⑦ その他「新しい生活様式」の実践例を参考として日常生活を送る。

ウ 事業所等の対応

- ① 国や県による感染予防業種別ガイドライン又は業界団体での感染予防マニュアル等を参考に、事業所としての職場内での感染予防策を着実に実践するとともに、時差出勤やテレワーク等、できる範囲での取組を進める。
併せて、従業員の平素の健康管理や定期健康診断を確実に実施する。
- ② 従業員に感染者が発生した場合の、従業員の治療及び家族の介護のための休暇取得等に配慮する。
- ③ 感染者発生に際しては、保健所の指導に基づき対応するとともに、企業としての事業継続措置の必要性を考慮しつつ、調査や消毒のための一時休業部分休業）等の対応を行う。関係事業所、関係機関等への報告や公表の要否については、各事業所の規定に基づき対応する。
- ④ 事業所内で感染者が発生した場合、事業所での感染対策が行われていることを前提に、濃厚接触者の特定を行わないことになっていることから、一定期間は事業者内での感染予防策について、さらなる注意を払う。
- ⑤ 感染予防策や感染発生時の事業継続計画等について、他事業所でのクラスター発生事例を教訓として、定期的に現場レベルでの検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

エ 飲食店等における対応

- ① 「ふじのくに安全・安心（飲食店）認証」の取得及びその実践に努める。

- ② 業種別ガイドラインによる感染対策の徹底や、冷暖房使用時においても換気の管理など感染しにくい環境を確保する。
- ③ カラオケ設備を提供している店舗や飲食店においては、当該設備の利用に伴う感染リスクが高まることから、マイクの消毒や適時の換気等に特に留意する。

オ 公共施設の利用

- ① 3密回避対策や出入時の消毒・マスク着用・検温等の衛生対策を継続する。必要に応じ、国・県によるイベント開催制限の指針に基づく人数制限、施設内の一部機能の利用制限を行いつつ、施設の設置目的に応じた運営を継続する。

この際、体温検知システム等の感染対策器材を有効活用する他、確定申告における事前予約や整理券配布、出張申告における住民税試算システムの活用により会場内での密を回避する等、各種感染対策を講じる。

- ② 公設の一部観光施設については、当面、「静岡県新型コロナウイルス感染症に関する対応指針<宿泊施設・観光施設用>」に基づく感染拡大防止対策を講じながら、国・県・市の事業者支援キャンペーン（運用されている場合）を最大限に活用して営業活動を継続する。なお、宿泊施設においては、感染拡大地域からの宿泊者に留意する。
- ③ 施設利用者や従業員等に感染者が発生した場合等の休業は、利用者の安全確保のために真に必要な場合に限って、限定的かつ一時的に行う。この際、当該施設の利用目的や利用者の特性、休業した場合の影響と代替手段確保の必要性等を十分に考慮する。
- ④ 感染急拡大に伴う国や県による何らかの行動制限措置に際して、県の対応方針に基づく強い要請が無い限り、施設利用を全面休業とすることは極力回避し、施設設置目的、施設利用者の特性、立地条件、住民要望等を踏まえ、一部の利用制限に留めることを基本とする。

カ 小中学校等における対応

- ① 感染予防に関する文部科学省ガイドライン及び関係マニュアルに基づき、学校内での児童生徒及び教職員の感染予防策を徹底しつつ、教育活動を継続することで、感染予防と学習機会の確保を両立させる。

この際、感染力の強さ等の当時流行しているコロナウイルスの特性を踏まえ、不織布マスク着用、人同士の離隔距離、換気等に留意する。また、児童生徒の登校や学校職員の出勤に際し、発熱者の確認等を徹底し、学校内へのウイルス持ち込みを防止する。

- ② 学校行事については、何等かの形での実施を追求しつつ、関係する地域や校内等における感染状況等を考慮してその都度、実施方法等を検討する。

また、部活動、課外活動等については、集団行動・団体行動の場で感染リスクが高まることに配慮しつつ、活動を継続する。

- ③ 児童生徒に感染者や濃厚接触者が発生した場合、対応マニュアル及び国の

ガイドラインに基づき対応するとともに、必要に応じ学級閉鎖・学年閉鎖等の措置を講じ、感染拡大を防止する。この際、今季可能性がある季節性インフルエンザの流行の状況と併せて対応を検討する。

- ④ 感染拡大の状況に応じて、家庭学習用モバイルWi-Fiルータ貸出事業を行う等により、リモート授業を実施することで児童生徒の学習機会を確保する。
- ⑤ 放課後児童クラブの対応は、小学校に準ずる。ただし、小学校が学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖となった場合は、開所ニーズを踏まえながら、個別の状況に応じた対応を検討する。
- ⑥ 学校・保育施設・放課後児童クラブ等での対応は、感染拡大の状況、児童生徒の心理状態、保護者意見等を考慮しつつ状況の変化に柔軟に対応し必要な措置を講ずる。

キ 保育施設における対応

公営施設は次のとおり対応するとともに、民営施設に対しても同様の対応を要請する。

- ① 業種別ガイドラインによる感染対策の徹底をはじめ、換気・湿度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかける。
- ② 感染力の強い変異株による小児への感染拡大が広がる傾向にあり、家庭内感染を通じて、また子供の送迎を通じて施設内感染を起こす懸念について、保護者に呼びかける。

市として、定例の保育所等施設長連絡協議会の場において、施設管理者への注意喚起を行う等、啓発を進める。

- ③ 感染予防に関する衛生管理マニュアル及び市で策定したマニュアルに基づき、保育所内での園児及び職員の感染予防策を徹底し、運営を継続する。園行事については、地域や施設における感染状況等を考慮してその都度、実施の有無や実施方法等を検討する。
- ④ 職員の行動、及び保育園等施設の入出者の把握のための記録を行う。
- ⑤ 園児及び職員に感染者が発生した場合は、保護者への影響が極めて大きく園児の安全確保のために真に必要な場合に限って、限定的かつ一時的に休業を行う。状況により、休業ではなく、登園自粛要請で対応する選択肢も検討する。

ク 社会福祉施設の対応

公営施設は次のとおり対応するとともに、民営施設に対しても同様の対応を要請する。

- ① 業種別ガイドラインによる感染対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかける。
- ② 感染者が発生した場合の重症化予防のため、中和抗体療法や経口治療薬の速やかな投与が受けられるように準備を促すとともに、施設職員や入所者に対する令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチンの追加接種）を積極

的に進める。

また、面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会や遮蔽ガラス（又はアクリル板）越しに面会できる特定の面会室の設置等の対応を工夫するよう働きかける。

- ③ 感染予防マニュアルに基づき、入所型施設については緊急やむを得ない場合を除く面会の制限、納入業者の行動限定、職員の衛生管理、施設内の消毒及び入所者の健康管理等の対策を継続する。
- ④ 市は県と連携し、特に比較的規模の大きい高齢者福祉施設等を重点対象に、より効果的な感染予防策や衛生対策についての研修や助言の実施などの必要な支援を行う。
- ⑤ 入所型の福祉施設は、利用者や職員の中から感染者が発生したときは、当該感染者との生活空間等の区分けを行うとともに、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に入入りした者等の記録の確認や、入所者及び職員の検査の実施等により、感染者及び濃厚接触者の有無を迅速に把握する。
また、通所型、訪問型併設の福祉施設について、さらなる感染拡大を防止するために臨時休業等する場合は、介護支援専門員等と連携して利用者に対し適切な代替サービスの提供が行われるよう対応する。
- ⑥ 市は、上記に係る県の対応に積極的に協力するとともに、当該施設の感染対策強化や施設運営継続について、必要な支援を行う。
- ⑦ 高齢者施設等の従事者が業務上の理由で感染拡大地域を訪問した場合等に伴う施設内感染予防のために、事業者が負担するPCR検査費用の一部を助成する。

また、新規入所高齢者のPCR検査を無償で実施する。

- ⑧ 社会福祉施設内での感染者が確認された場合、保健所による調査・施設内の消毒が終了するまで、施設利用を一部制限する。この場合、市として通所利用者の代替施設の利用について必要に応じ支援する。

ケ 施設内感染・クラスター発生の抑制

- ① 施設内感染の発生・拡大を抑制するため、業種ごとの感染対策マニュアルの徹底を呼びかけるとともに、厳格な職員管理方式の実践例を参考にスキのない感染防止策を実行する。
- ② 今後の感染力の強い変異株への置き換わりにより、ワクチン接種の場合でも、様々な施設・団体でクラスターが発生すると見込まれることから、高齢者・障害者・児童福祉施設・幼稚園等及び学校に配布を受けた抗原定性検査キットを活用し、感染拡大防止に努める。

また、クラスター発生等の感染拡大がみられる高齢者施設に対しては、市が備蓄する抗原定性検査キットを、要請に応じて配布する。また、抗原定性検査キット使用に必要な防護資材について、必要に応じ一定の支援を行う。

- ③ 市職員の感染リスクの高まりに応じ、テレワーク等の勤務体制を継続す

る。また、感染予防のための行動管理を強化し、職場内感染防止を徹底する。

この際、車両移動間や狭い室内での長時間作業等、閉鎖空間での変異株による感染リスクが高まることから、寒気が入り込む状況でも窓（車を含む）や出入口開放、一定時間毎の換気等の対策を講じる。

- ④ 施設運営事業者に対して、社員・職員などの体調管理を徹底し、すぐれない者については休暇及び検査を推奨することの徹底を求める。
- ⑤ 高齢者施設等、学校、保育園等で感染者が発生した場合、市の抗原定性検査キット配布事業や県の無料検査事業を活用する。必要に応じ市独自施策である新型コロナウイルス感染者周辺検査事業を活用し、クラスター発生や拡大を未然に防止する。
- ⑥ 子供達に対する感染症対策をより効果的・効率的に進めるため、学校、保育施設、放課後児童クラブ等で感染が判明した場合、市役所関係各課及び市立総合医療センター、医師会、保健所と情報共有するとともに、総合的な対応を進める。
- ⑦ 濃厚接触者に対する検査を行わないケースが一般的になることから、検査実施の有無に関わらず、5日間の自宅待機（事業者従業員で2日目・3日目検査で陰性を確認した場合を除く）と7日目までの検温等の健康状態の確認や感染防止策の徹底を呼びかける

コ イベント・会合等の開催

- ① 「静岡県イベント開催における感染予防指針」を踏まえ、3密回避対策及び出入時の消毒・マスク着用・検温・換気等の衛生対策の徹底、並びにイベントの形態や種別に応じた感染予防策を講じたうえで開催する。

また、全国的・広域的なイベントの開催時には、来場者の居住地におけるガイドライン・対処方針等を踏まえた上で、ご来場の検討をいただくように呼びかけを行うとともに、その際の情報発信の内容に留意する。

- ② 市が主催する行事・会合・講演会等の開催については、感染状況によっては人数制限・オンライン方式等を取り入れつつ、何らかの形での実施を追求し、行事等の本来目的の達成を図る。

この際、必要性（緊急性・重要性）、時期的な開催意義、実施によって得られる期待効果、行事参加者の感染リスクや重症化リスクの度合い、社会的影響度、住民感情等を考慮し、規模の縮小・実施要領の変更、又は延期等の選択肢について、必要に応じ検討する。

また、行事等終了後、その目的達成度や感染予防策の徹底状況を検証し、新型コロナウイルス感染状況収束後の行事開催のノウハウを蓄積する。

- ③ 市共催行事については、市としての意見を付し共催相手との協議により決定する。
- ④ 地域限定のイベントや会合は、地域活性化・地域コミュニティの強化・防災対策・見守り活動などを維持・継続する為、3密回避対策や衛生対策を徹

底し、事業の目的や必要性を考慮した上で、適切な人数規模・時間計画で開催する。この際、必要に応じ、感染事例発生時の初動対応を迅速・的確に行うため、参加者を確認・記録することに努める。

地域でのイベント開催に伴う感染予防策について、要望に応じて相談を受け、助言を与える等の対応を行う。また、感染予防策として活用するために、自治会備付用の非接触型体温計や催事等の主催者に向け用意した備品類の貸出を行う。

- ⑤ 球技場、公園等での同好会やスポーツクラブ等の集団活動を行うに当たり、休憩やミーティング等でマスク無しで密接状態になった場合、またはバーベキュー等飲食を伴う場合等、野外での感染防止策の徹底を呼びかける。

サ 感染拡大における関係法令等に基づく対応

- ① 感染症法、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく何等かの行動制限措置への対応は、感染拡大の状況や市の社会経済活動に与える影響等について、県と慎重かつ十分な検討を重ねたうえで具体的措置を講ずる。
- ② 関係法令に基づく何等かの行動制限措置の適用に伴い、一定レベルで行動制限を求める場合、必要な市民サービス維持と利用者及び職員の感染予防等を考慮し、職員配置や市役所本庁・出先機関の対応要領を対応方針として明示する。
- ③ 市内の同一地域で複数の飲食店クラスターが発生し、感染拡大防止のために必要と判断された場合の対応については、当時の状況及び県の対応方針を踏まえ内容を検討する。
- ④ 感染拡大の傾向が強まった場合、大型スーパーの食品売り場等、人が密集する可能性のある場所については、感染リスクが高いとされていることから、必要に応じ「入場者の整理等」を要請することがある。

(5) ワクチン接種

ア 国の方針に基づく令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチンの追加接種）等の体制を整備し、計画に基づきワクチン接種を進める。

イ その他

- ① 引き続き、かかりつけ医での個別接種の対応状況、医療スタッフの確保状況や集団接種会場の確保状況等を考慮した柔軟性のあるワクチン接種体制構築に努める。
- ② 5歳から11歳の希望する小児に対するワクチン接種については、「しまだ新冠なび2」の活用等により、保護者等に対し十分な情報を提供し、必要性、メリット・デメリットに基づき接種について検討できるよう措置する。
- ③ 重症化リスクの高い人々へのワクチン接種に際し、集団接種会場での障害者接種場所を設ける等、必要とされる人々へのワクチン接種が進捗するような各種措置を講じる。

(6) 医療体制

ア 市立総合医療センターの対応

① 新型コロナウイルス感染症に対応する診療体制を継続(コロナ病床の確保、抗体カクテル療法等による治療を含む)し、感染症指定医療機関として、地域において求められる役割を果たしていく。

② 病院の特性を踏まえた組織的・総合的な感染予防策を講じつつ、外来・入院診療を継続する。病院内感染対策を徹底する。

この際、新たに導入したPCR検査装置を活用し、急激な感染拡大における検査必要数の増大に適切に対応する。

③ 今後の医療ニーズへの対応

地域の医療、保健・福祉機関と連携し、地域医療、救急医療や災害拠点病院としてのニーズに対し、的確に状況を把握し適切に対応していく。

イ 島田市地域外来・検査センターの運用

PCR検査体制強化のため、県の業務委託として、島田市地域外来・検査センターの運用を継続する。

ウ 公衆衛生体制・療養体制確保の支援

① 県(中部保健所)の求めに応じ、応援職員を適時派遣する。

② 自宅療養者への対応

a 中部保健所と連携し、パルスオキシメータの一時貸与や食料品の提供(5日分)、保健師による健康観察を継続して行う。

b 県が実施する地域医療機関との連携による電話やオンラインによる診療・経過観察の対応状況や酸素ステーションの設置について状況を把握し、求めに応じ必要な情報を市民に提供する。

エ 検査体制強化への取組

① 感染拡大に伴う市内における医療提供体制のひっ迫を回避し、医療・介護・保育等の従事者が濃厚接触者等となった場合の早期の職場復帰を支援するため、抗原定性検査キット配布事業を、令和4年度末までを目途に継続実施する。

② 高齢者または基礎疾患を有する者が高齢者施設等へ新規に入所する場合、希望によりPCR検査を無償で実施し、重症患者とクラスターの発生を防止することで医療提供体制の確保を図る。

③ 幼稚園・保育所、学校及び高齢者施設等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合等において、保健所長が濃厚接触者として特定した者以外で、当該感染者と接触した疑いがある者を対象に唾液を用いたPCR検査を市が無償で実施することにより、施設等内での感染拡大防止の徹底及び市民の不安解消に寄与する(新型コロナウイルス感染者周辺検査事業)。この際、県が行う無料検査事業が行われている場合は、この制度を優先活用する。

当該事業は、保健所が行う積極的疫学調査に基づく検査を補完することにより、施設等内での感染拡大防止の徹底及び市民の不安解消に寄与することを目的としており、市内でクラスターが発生した場合には、保健所と連携を

図り、感染が疑われる者に対して迅速に検査を実施する。

- ③ 検査ニーズの高まりを考慮し、必要に応じて、感染拡大時の県の無料検査事業、検査を行う民間医療機関・検査機関に関する情報、調剤薬局での医療用検査キットの販売、コンビニエンスストアでの検査キット配送サービスについて、情報提供する。この際、検査キットの悪質なネット販売業者について注意喚起する。

オ その他

- ① コロナ医療以外の通常の医療体制を維持するため、定期通院や受診を控えることなく治療を継続することや、コロナ患者を含めた救急搬送へ支障をきたすことがないように、適切な救急要請について呼びかけを継続する。
- ② 新型コロナウイルス感染症以外の予防接種については、接種間隔等に配慮しつつ、通常通り行う。

(7) 市民生活・社会経済体制の安定確保

ア 市役所の業務継続

- ① 市役所全体として、また市民対応窓口や出先機関の特性に応じて、3密回避対策や衛生管理対策等の感染予防策を徹底しつつ、業務を継続する。
この際、市役所内（出先機関を含む）における感染対策についても、現行対策について現場レベルで検証するとともに、必要な事項を改善する。
また、市役所内クラスター発生時等においても最低限の業務を継続しつつ、速やかに市役所機能が回復できるよう、これまでの対応実績を踏まえ、業務継続計画の見直しを継続的に行い、市民サービスの維持に努める。
- ② 感染拡大の状況に応じ、重点的に対応すべき業務等への職員の一時的な配置を行うほか、時差出勤、テレワーク等の勤務体制を取り入れる。
- ③ 市職員が濃厚接触者となった場合は、「新型コロナウイルス感染症に伴う職場対応の全体フロー図」に従い、陽性者との接触から2日目・3日目の抗原定性検査で陰性を確認したうえで、3日目に職場復帰とする。
また、国・県の通知に基づき柔軟に対応するものとする。
- ④ 看護専門学校においては、業務の特性に応じてウイルスを校内に持ち込まない、校内で感染を拡大させない対策を徹底するとともに、授業を継続するための措置を講ずる。

イ 事業所の事業継続

- ① 事業所は、職場における感染予防措置を強化するとともに、事業継続計画等に基づき事業を継続する。
特に、災害対応における指定公共機関に指定されている事業所に対しては、従業員の感染状況等に応じ、重要な業務を維持・継続するため、それ以外の業務を縮小・中止し、維持すべき業務に係る要員や資材を確保するよう要請する。
- ② 事業継続計画等については、これまでの対応実績や濃厚接触者への対応（※1）の見直し、感染者の療養期間の短縮措置（※2）を考慮しつつ、

継続して見直しを行い柔軟に対応する。

また、市として要請に基づく事業継続計画等の整備について助言する。

- ※1 a 事業所内で感染者が発生した場合、濃厚接触者の特定は行わない。
- b 従業員が、保健所等の積極的疫学調査の結果、濃厚接触者と特定された場合、業種に関わらず、最終接触日から2日目、3日目の抗原定性検査で陰性確認後、待機解除可能
- c 社会機能を維持するために必要な業務に従事するエッセンシャルワーカーは、毎日検査による陰性確認で業務に従事可能

- ※2 a 入院患者以外の患者（有症状者）は、発症日から7日間かつ症状軽快後24時間で療養解除（10日経過までは、自主的な感染予防行動を徹底）
- b 無症状者は、検体採取から5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目に解除可能（7日経過までは、自主的な感染予防行動を徹底）

③ 中小事業所で、事業継続計画等を策定していない事業所に対し、自然災害を含めて様々なリスクに対応するための一助として、事業継続計画や事業継続力強化計画の策定を推奨する。また、市として事業資金面の相談のみならず、事業継続強化計画策定推進補助事業の活用により、計画策定と体制整備について事業所を支援する。

④ 感染拡大の状況を見極めつつ、市内での消費喚起や市民による市内観光の呼びかけの他、かかりつけ医での定期受診等、市民でできる消費拡大の動きを呼びかける。

⑤ 介護サービス事業所の事業継続支援施策として、介護サービスの安定的な提供体制の維持に努めている介護サービス事業所等に対する支援金の交付事業を計画する。また、事業所の求めに応じて介護相談員の派遣を行う等、介護サービス事業所の事業継続を支援する。

ウ 社会経済活動、日常生活の回復・活発化に向けた対応

① 行事、地域活動等の活性化・定着

- a コロナとの共存・共生を前提として創意工夫して実施した市主催行事の実績・実施成果を最大活用し、事業実施計画の策定・実行に反映させる。
- b 地域・各種団体が主催し、創意工夫して計画する各種行事の開催を様々な形での支援に努め、地域活動活性化に寄与する。

また、地域を維持するための見守り、防災・防犯、地域安全、サークル活動等の市民活動を助長するため、必要な支援を行う。この際、民生委員・児童委員による見守り活動に齟齬が生じないように、感染対策を徹底したうえで活動を奨励する。

② 健康維持事業の推進

免疫力の維持・強化のための生活スタイルを奨励・定着させるため、健康マイレージ事業や特定健診の受診促進等の事業を推進する。

④ 波及的・副次的被害への積極対応

- a 生活困窮、失業・廃業、家庭内トラブル、受診控え・検診控えやフレイル助長等による健康状態の悪化、デジタル格差、ワクチン差別等の副次的・波及的被害顕在化を把握するため、関係各部署で必要なデータを継続把握・共有し、個別対策や総合的な対策立案の資とする。

このため、社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立相談支援事業等による生活困窮者の支援を行う他、必要に応じて、市として相談内容に応じた臨時の相談窓口等を設置して対応する。

- b 国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』に基づく生活困窮者等への追加支援施策に対応する（生活困窮者自立支援金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、**電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金**）。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一環として、市独自の生活困窮者支援の要否について継続検討する。

- c 市税、介護保険料及び水道料金等の支払が困難な生活困窮者に対しては、個別事情を慎重に勘案し、必要に応じて支払い期限猶予や減免の措置を講じる。

⑤ 経済・雇用対策等

- a 無料通信アプリクーポン事業を行い、市内中小店舗の利用を促すとともに、消費を喚起する。

- b 感染症の動向と経済に与える影響を適時把握し、国の事業復活支援金の他、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持、タクシー・路線バス事業者への給付金支給制度といった緊急対策の活用を促す。

また、国の「中小企業活性化パッケージ」に基づく資金繰り支援等に関する情報提供を行う。

県の事業継続支援に関する相談窓口（コールセンター）について周知し、円滑な相談、申請、支援手続きが進められるよう働きかける。

- c 国・県の観光促進策（旅割・イベント割等）・消費喚起策と連動した市独自施策の展開、各種地域活性化事業、地方創生臨時交付金事業の着実な予算執行、及び国の新たな経済対策の活用等、あらゆる方策をもって地域経済の活性化を図る。

- d 事業経営者・農林業経営者の資金面での支援、飲食・観光・宿泊事業者及び各商工団体の個別の経済活動活性化の取組を支援する。

- e 国の新たな給付金制度が事業化された場合、対象者に対する迅速な給付が実施できるよう先行的に準備を進める。

- f 社会経済活動を維持するために必要不可欠な事業に従事する人々が濃厚接触者となった場合に、早期に職場に復帰するための支援として抗原定性検査キット配布事業の活用を図る。

g 市長会等と連携し、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求めていく。

エ その他

- ① 事態の急変や緊迫に伴い、適宜、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。
- ② 感染性廃棄物の処理について、関係事業所及び家庭でのゴミとしての適切な処理を呼びかける。
- ③ インターネット上で流布している根拠のない断片情報の拡散や、感染者や医療関係者に対する誹謗・中傷、偏見・差別意識が生じないよう、根拠に基づく正しい情報を発信するとともに、繰り返し呼びかけを行う。
クラスター発生に伴い、特定の事業所や関係者に対し自粛警察等の行動が発生しないよう、適時に呼びかけを行う。
さらに、ワクチン接種進捗に伴う差別が生じないよう十分に配慮する。ワクチン接種反対勢力による違法な行動に対しては、毅然として対応する。
- ④ 令和5年度当初にかけて選挙が行われる場合は、投票所における消毒・換気、投票所の混雑状況の情報提供、期日前投票の呼びかけ等を行い、感染リスク軽減の措置を講じる。

(8) コロナ禍での災害対応

ア 感染症対策を考慮した避難所開設・運営要領の普及

令和2年8月に改訂した避難所運営マニュアル、啓発用DVD及び戸別配布のパンフレットを活用した講話や防災訓練を通じて避難所運営手順の確認を促す等、新たな避難所開設・運営要領の普及・定着を促進する。

イ 避難所のコロナ対策用備蓄物資の活用

非接触型体温計、消毒液、マスク等の衛生対策用品のほか、パーティションルーム(テント)、簡易ベッド、大型扇風機、アクリル仕切り板、フェイスシールド等の3密回避用品の指定避難所への備蓄品を最大活用し得るよう、各避難所運営組織での訓練・研修の実施を奨励し、必要な支援を行う。

ウ 避難先(場所)の選定・確保

- ① 避難行動は、安全確保が目的であり、指定避難所に移動するよりも、自宅の2階以上への垂直避難、親戚・知人宅への縁故避難、地区集会所への自主避難等、確実に身の安全を確保できる避難行動を選択すべきことを、継続して普及啓発する。
- ② 想定避難者の規模に照らし、現行の指定避難所での受入れが困難な指定避難所について、予備の避難所の確保・指定について調整を進める。
- ③ 自宅療養者の避難先について、県関係部局と緊密に連携し、在宅避難、指定避難所での特定エリアへの一時避難、市指定の自宅療養者専用避難施設への避難、県の宿泊療養施設への避難等の措置を講ずる。

この際、選定手順や避難者への情報提供について、齟齬が生じないように留意する。また、コロナ対応が必要な人員規模について県との情報共有を図る。

(9) ポストコロナ時代の新たな社会経済体制の変化への適応

- ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び令和4年度予算に基づく新たなビジネススタイル構築支援、移住定住促進事業等の経済対策及びDX（デジタルトランスフォーメーション）関連事業を着実に推進する。
- イ 総合計画後期基本計画に基づく実施計画や「島田市まち・ひと・しごと総合戦略」で事業化したポストコロナ時代に向けた取組の着実な進捗を図る。
- ウ 市民や市内事業所自らが新たな事業を創出し展開するきっかけとなる場を提供し、補助金に頼らない持続性のある事業展開につなげる。

(10) 激甚化する災害リスクや新興感染症等への対応

- ア 今後も当面の間継続くと予想される新型コロナウイルス感染症対策への対応を継続しつつ、激甚化する気象事象、激甚化する災害、突発的危機事態への備えを着実に進める。
- イ 予期される新型インフルエンザ等の強毒性で致死率が高い新興感染症への対応について、新型コロナウイルス感染症への対応の成果・教訓を確実に反映させつつ備えを進める。

4 今後の検討課題

国・県との連携の中で市としての対応が求められるもの。

(1) ワクチン接種の推進に関すること

令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチンの追加接種）について、年内に希望する方への接種が可能となるよう、体制を整備すること。

(2) 医療提供体制の充実強化に関すること

- ア 平素の自宅療養者へのケア体制運用に係る地域医療機関との連携体制の構築
- イ 発熱外来の体制強化への取組み状況の把握
- ウ 感染拡大第8波に備え、高齢者施設での大規模クラスター発生時の施設における治療体制確保の検証

(3) 通常の日常生活回復、社会経済活動活発化の取組みに関すること

- ア 行動制限措置期間以外でのワクチン接種歴や検査キット活用に関する支援体制の構築等
- イ 今後の経済・市民生活への影響を注意深く見極めたうえでの、国・県と連携した切れ目のない社会経済活動回復施策の迅速かつ機動的な実施方策
- ウ 市役所として主催する行事、イベントの開催・実施要領や、公共施設の運営要領について、感染状況に応ずる具体的な判断基準の明確化（社会経済活動の活発化の観点から、これまでの実績を踏まえ、それぞれの行事・公共施設について基準設定）

(4) 新型コロナウイルス感染症流行の長期化に伴う波及的被害・副次的被害への対応に関する

こと

- ア 生活困窮、失業・廃業、メンタル面を含めた健康悪化、高齢者の家庭内転倒事故等の増加、家庭内トラブルの増加、デジタル化に係る教育格差、社会不安の増大、誹謗中傷や差別偏見等の社会的・経済的な疲弊状況に関する実態把握
- イ 把握結果を踏まえた、現行制度での対策及び新たな対策の必要性の検討

(5) その他

- ア 抗原定性検査キットの安定確保
- イ 庁舎内での人流規模や接触機会の大きい場所でのより効果的な感染対策
- ウ 諸情勢に伴う医薬品調達の困難化や電気料コスト増大がコロナ対策に及ぼす影響への対応
- エ 急激な感染拡大に伴い隠れ感染者の把握を行うため、県・中部保健所との連携による下水サンプルを利用した抗原検査等の実施の要否
- オ 災害発生時の自宅療養者の避難先確保手順の具体化、及び福祉避難所確保対策（協定締結先の社会福祉施設での受入れ困難の可能性大）